

(健Ⅱ141F)

令和3年6月8日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菡 敏

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第4版）」について

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第3.1版）」については、令和3年3月9日付（健Ⅱ539F）をもってお知らせしておりました。

今般、第4版が作成され、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたのでご連絡いたします。

第4版での改定箇所は、変異種に対するPCR検査の現況について追記されたほか、施設等での幅広い検査に抗原定性検査を用いる場合の留意点等が追記されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する周知方ご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡

令和3年6月4日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第4版）」について

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」については、本日別添のとおり第4版に改定されました。主な改定内容としては以下のとおりです。

- ・ 変異株に対する PCR 検査の現況について追記
- ・ 施設等での幅広い検査に抗原定性検査を用いる場合の留意点を追記
- ・ 鼻腔ぬぐい液の自己採取に際して、医療従事者の常駐しない施設等で抗原定性検査を迅速に実施する場合には、検体採取等の注意点を理解した施設等の職員の管理下で実施することを追記

貴職におかれては、内容について御了知の上、関係各所への周知をお願いいたします。